

第三十八回国 参議院 商工委員会 會議録 第二十二号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時五十一分開会

委員の異動

四月二十八日委員徳永正利君及び向井長年君辞任につき、その補欠として山本利壽君及び田畑金光君を議長において指名した。

五月八日委員秋山長造君及び田畑金光君辞任につき、椿繁夫君及び向井長年君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君

理事 川上 為治君
古池 信三君

委員 赤間 文三君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
阿具根 登君
近藤 信一君
中田 吉雄君
加藤 正人君

政府委員

通商産業 始關 伊平君
政務次官 松尾 金蔵君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事補欠互選の件
○工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(劍木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、理事の補欠互選を行ないました後、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の審議を行なうことといたします。

初めに委員の異動について報告いたします。

去る四月二十八日、徳永正利君が委員を辞任、その補欠として山本利壽君が委員に選任され、五月八日、秋山長造君が委員を辞任、補欠として椿繁夫君が委員に選任され、また一昨日堀原茂嘉君が委員を辞任、その補欠として古池信三君が委員に選任されました。

○委員長(劍木亨弘君) それでは、まず理事補欠互選の件を議題といたします。

理事古池信三君が一たん委員を辞任されましたため、欠員となりました理事の補欠を互選いたすわけであり、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(劍木亨弘君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に古池信三君を指名いたします。

○委員長(劍木亨弘君) 次に、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(松尾金蔵君) 先般大臣から提案理由の説明をいたしました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正の要旨は、工場の設置につきまして、一定地域、あるいは一定規模以上の工場につきまして、その届出を求めるといたしました。これによりまして工場立地の動向を正確に把握するとともに、工場の過度集中等好ましくない立地が行なわれるような極端な場合につきましては、工場の合理的な立地に著しく背反するといふような場合におきまして、必要な勧告をすることができるよういたしました。

その他、従来この法律に基づきまして、工場の適地調査をやつて参りましたけれども、さらに今回工場立地の動向調査を加えて調査するようにいたしました。また、これらの問題と相関連いたしましたので、工場立地に関しまして事業者の判断の基準となるべき事項を公表するようにいたしましたことが、今回の改正の骨子であります。

おもな条文につきまして御説明を申し上げますと、まず第一条につきましては、本法の目的を書き添へるのことでございますが、その中で従来「工場適地」と書いておりましたところを、さ

らに「工場適地等」という文字を加えました意味は、先ほど申しました従来適地調査のほかに、動向調査を加えたことを表したのであります。

また従来、「助言を行ふ」ということで目的を書き添へましたのを、さらに勧告の規定を目的の中にも加えたのであります。

それから第二条の改正は、先ほど申しました、従来「適地の調査」のほかに、新たに「工場立地の動向の調査」をすること及びその調査方法を規定いたしましたのが、第二条の改正でございます。

次に、新たに規定いたしました第四條の規定でございますが、これは、先ほど申しました判断の基準となるべき事項の公表を規定いたしましたものであります。工場立地につきまして、事業者が自主的な立地判断をいたします際に、大局的な判断をしていただくために、事業者の参考となるような事項を公表することにいたしましたのであります。その公表する事項の内容となりますものは、長期に見まして今後十年ないし十五年後というふうなある目標年次を立てまして、その時期におけるおもな工業の大まかな立地目標、なおそれに関連いたしました、工業用水でありますとか、工業用地の問題等につきましての大まかな見通しを立てまして、これを最終的には、企業が自分の工場立地を決定される際の参考となるべき事項といたしたいという考え方でござります。

次に、新しい第六條の規定でございます。これは先ほど申しました届出に関する事項を規定いたしましたのであります。先ほど申しましたような工場の設置を行なう地区内においても、立地の実態は、従来正確に把握する方法がなかつたのであります。従いまして、工場立地の適地誘導をする機会にも、従来特別の制度がなかつたのでありますけれども、今回、このような工場設置につきまして、ある一定規模以上の工場等立地に関しまして重要なものにつきましての届出を求めるといたしました。

工場の設置につきまして届出を要する業種及び地域は、これは別途政令に譲つておりますけれども、業種、地域また工場規模等につきまして、実際の運用に、あまり各企業に大きな迷惑をかけないようにという配慮をもつて規定をいたして参るつもりでございます。

また新第七條、それから第八條、これは届出に伴いましての承継及び経過措置の規定でございます。ただいま申しました届出に相関する条文でございます。

次に、新しい第九條の規定でございます。これは先ほど申しました勧告に関する規定でございます。工場の過度集中というふうな好ましくない立地が行われる場合におきまして、また工場の合理的な立地に著しく背反する、この条文で「著しく」とか「きわめて」云々というように、非常に極端な場合についてのことを想定をいたし

まして規定をいたしておるのでござい
ますが、そういう場合には、審議会の
意見を聞いて、設置の場所等につい
て、必要な勧告をする。それによつて
企業が、適正な立地について協力をし
てもらいたいという内容のものでござ
います。

新しい第十条でございますが、これ
は適地調査に対応する報告規定は従来
もあつたのでありますが、先ほど申し
ましたように、今回工場立地の動向調
査を行うことに相なりますので、その
動向調査というのであります。現状
の報告だけでは足りなく相なりますの
で、将来の計画についても報告を求め
得るよう改正をいたしましたのでありま
す。また第二項につきましては、第九
条の勧告を受けた者について、その後
の状況報告をしてもらう規定を追加し
たのでございます。

以上が、今回改正の要点につきまして
て、おまな条文の説明を申し上げた次
第でございます。

○委員長(鈴木幸弘君) 引き続き質疑
を行ないます。質疑のある方は、順次
御発言を願います。

○中田吉雄君 先般大臣の提案理由の
説明があり、ただいま松尾局長の逐条
の説明を承つたのですが、いろいろあ
りますが、この差し迫つた非常に大切
な工場立地の問題については、この法
案にざつと目を通して受けました印象
は、あまり重要なことも書いてない。
差しさわりのない、まあ悪くいえばブ
レーン・ソーダのような、非常に意欲
的なあるいは野心的なといふか、
そういう差し迫つた構想が盛られてい
ないんじゃないかというふうに思ひの
ですが、特にそれと関連して、昭和三十

十四年の三月三日に當参議院商工委員
会におきましてこの法案が、もとの法
案が出たときに、重要な附帯決議がつ
いてゐるのです。そして高橋大臣もそ
れについて、ただいま私の申し上げた
ような趣旨で、やはり新工業地帯の開
発、造成をはかるため、一段と強力な
る施策を展開する、まことに同感だ、
政府も、当委員会の決議を体してやる
と、こういうふうになつてゐるので
す。すでに数年たつて改正を必要とす
るようになったのですが、今のような
状態からいけば、大臣の答弁は、まあ
法案を通すための便宜のあいさつだつ
たというふうなこともなるんじゃない
かと思ひますが、いかがなものだ
ございませう。

○政府委員(始開伊平君) ただいま御
指摘の点は、新しい工業地帯を作るに
ついての積極的な意図が盛られておら
ないのではないかとのお話でござい
ます。

実は今回の改正案は、最近経済が伸
びて参りますに伴ひまして、新しい工
場を作らうという動きが非常にたくさ
んございまして、これを調査してみま
すと、やはり既成の四大工業地帯ある
いはその周辺に参りたいと、そういう
ような動きと申しますか、場合が非常
に多いのでございまして、これでは四
大工業地帯あるいはその周辺におきま
して、無秩序な工場が林立になります。
いわゆる工場の過度集中になるわけ
でございますので、その点につきまして
て、従来のものから一歩を進めまして、
必要のある場合におきましては勧告を
いたしまして、そういう過度集中から
くるいろいろな困難、あるいは公共投
資の非効率化というふうなことを防い

で参りたいという面を、この法律の改
正の主たるねらいとしたしておるわ
けでございます。この地域は、もう満員
だから参りては困るというところ
であれば、お話のように、それならばど
こへいったらいいかという問題になり
ますし、そういう場合におきましては、
用地なり用水なり、あるいは輸送施設、
港湾というふうな条件を計画的に整備
いたしまして、あつちの方に行つたら
よからうというのをいえないければ首
尾一貫しないわけでございますので、
その点につきましては、私どもの調査
を活用いたしまして、経済企画庁に鉄
工業地帯整備協議会というものができ
ております。産業を主としたしまた
公共投資の適正な配分というふうなこ
とを、この協議会を通じて、統一
的に、計画的にやつて参るといふ方法
を、この法律とは別途に講じておりま
すので、御趣旨のような点について
は、この法律には直接には盛りされてお
りませんが、そういう施策があわせ行
なわれておるといふことを申し上げた
と思ひます。

なお、一定の工業地帯に対する過度
集中を防ぐということもございまして
も、イギリス等でやつておりますよう
な、実質的に許可制度というふうなこ
とも考えられるわけでございますが、
今回の場合におきましては、まあ企業
それ自身の自主的な判断と責任で立地
の場所も選ぶという建前を基本といた
しまして、これをできるだけ適正に、
また大きな国民経済的な視野から見た
見通しにも合致するように誘導して参
りたい、そういう程度にとどめたわ
けでございます。今御批判がござい
ましたが、この程度から進めて参るの

が、ただいまの現状では適正であらう
かと存じておる次第でございます。

○中田吉雄君 この法律が私も、単に
調査をやる——政策を立てる基礎調
査をやるというのなら、まあわかるの
ですが、これを見ますと、ただいまも御
説明のように、調査をやり、同時に政策
としてのある一定の工場立地に対する
政策を持つて、ここに過度集中しては
いけないという助言をやり、勧告をや
る、両方あるわけなんです。政策をや
る場合の前提である調査をやる、同時
に、これはもう助言と勧告という、す
でに一定の基準がなければ、勧告した
り……、そういうものと、両方が盛り
られておる特質を持つてゐるわけなん
です。私は、これが調査なら調査をやる
というふうな、動向調査その他を加え
て報告をとる、いろいろするといふこ
とならわかるのですが、しかもまだ通
産省におかれては低開発地域開発構想
ですか、そういうものもあるやに聞き
ますが、そういうものと一体として出
てくるなら、今、始開次官のいわれてお
るようなこともわかるのですが、特に、
先般アメリカから来ました地域開発委
員会の委員長ですか、デービット報告
等を見まして、経済同友会の招待に
よつて来た……、アメリカが犯したよ
うなやまを日本が二度と犯しちゃ
いかぬと、なかなかこれは、もう遅延
を許さぬ問題である、ある事項につ
いては今後二年以内にやらぬと、この地
域開発というものは救いがたいいろ
いろな障害が起る、こういうことを
いつて、まあある事項によつては、こ
こ二年以内に実現しないと取り返し
つかぬような結果になるといふ警告を
して、そして日本の地域開発というも

のが米国の愚かな経験は二度とふた
び犯さないためには非常に急ぐ問題だ
と、こういうことをまあ先般勧告して
その要綱が新聞等にも発表されておる
わけなんです。私は特に先般諸外国の
地域開発を見て、アメリカや、あるい
はイギリスその他のような、かなり広
大な土地を持つておるところですと、
割合いろいろな、たとえば調整も業だ
と思ひますが、なかなか日本のよ
うな土地の狭いところで、あやまちの
ない合理的な開地をやるというの
は、やはり早く私は政策を立てられること
が、地域開発委員会の勧告を待つまで
もなく非常に重要じゃないか、まあ二
年以内にやらぬと、ある事項につ
いては取り返しつかぬようになる、そし
てアメリカの犯したような愚かなあ
やまちを、経験を繰り返さないために
は、かなり急がなければいかぬ、こう
いうことをいつてゐるので、特にその
中心となられる企業局とされては、私
は、もう少しやばり野心的な構想が、
まあ水争いのようなことではないと思
ひますが、関係各省がこの問題で調査
費をとつてやつたりしておりますが、
これはもう少し私は急ぐ必要があるの
じゃないか、とつていふことのようなこ
とではいかぬのじゃないかと思ひます
が、そのこと……。

ただいま次官は、なるべく企業の自
由な、なにによつてやらした方がいい
のじゃないか、この勧告等を見ても、
政府は誘導するだけで、それをきめる
のは企業者自身がきめる……、ただ私
がふに落ちないのは、この産業立地小
委員会の報告を見まして、国民所得
倍増計画も、やばりそういうふうな
ことを書いてあるのです。ただところ

が、そりうのに先行する財政投融資は政府が出して、国の基礎的な公共投資は、それに先行して国が金を出して、あとは、われわれの自由だ。こういふようなこと、非常に矛盾するよう思ふのです。金は大いにふんだくっていく。しかし、あとのことはこつちにかまかせる。その辺の、私は、非常に調和を……これは全く企業者自身だけでやるならいいのですが、もうほとんどの地域開発に対しては、公共投資あるいは財政投融資という、国民の税金も関連していますし、私はその辺が、少し新しい考えが入ることが必要じゃないか、それは、勧告、助言の問題も関連するのですが、またそういう自由な意思にまかせておいて、なかなか経済的合理性だけを追求することが、国全体の福祉と調和するよう思ふのですが、その辺の呼吸はどうですか。

○政府委員(始開伊平君) この法律は、調査と、調査を前提としたし、日本全体として見た工業配置の適正化ということに資するといふ、目的は、その通りであることは、たゞいま御指摘ございました通りでございます。それ、そういう意味から申し上げますと、イギリスあたりでやっておりますように、立地の選定については、政府の許可が要る。なお同時に、いわゆる産業基盤整備についても、それと見合つた一元的管理機構を申しますか、その政策を実施する官庁をきめる。そこで一元的に両方見合ひながら、工場配置の適正化をはかるということが非常にはつきりしているわけであると思ふのでございます。

では、調査だけでももちろんございませんで、かくあるべき産業配置、工業立地の姿というものを想定いたしました。ある地域での適地産業、非適地産業、また適地産業につきましても、どれくらい生産規模までそこに認めてよろしいかというように、これを想定いたしまして、それを業者の判断の場合の参考に資し、また、それに合わないような場合には、当局から勧告をするというようになっておりますが、法律的目的は同じでございますが、法的強制という手段を用いませんで、一応、勧告というものであるのですが、相手が、相当に規模の大きい業者を相手にすることでもございませんで、この勧告は、相当程度有効にものを言うものと私も考えております次第でございます。低開発地域の工業開発促進の法案もございませんで、いろいろあちこちにごたごたしたものがございませんで、これを一本にしたらどうかという御意見もあつたようでございませんで、今回の改正案におきましては、本法では、特に工場が過度に集約しそうな地域への過度集中を防ぐという目的でございます。低開発地域の中には、低開発地域の中の一定地区の中に出てこようという企業に対しては、税制上などの優遇措置を講ずるといふことでございませんで、裏表の関係にはなると思ふのでございませんで、地域も違いますし、また片一方は、一定の地域が対象であるのに対して、こちらの方では、ここに出て参ります企業というふうなことでございませんで、法体系といふことは、両者の間に矛盾がなく、調和があるといふことでございませんで、別の法律体系でも差しつかえないといふことで考えておるような次第でございます。

なにおまた、産業基盤の整備を政府でやるから、それに伴つて、もつと強力に工業立地を指導すべきじゃないか、これは一つの御意見と思ひますが、私も似た思ひを持つておるのですが、法律を作り、また運用して参るわけでは、そういうねらいを持ってこの新しい行政の分野でもございませんで、とりあえず、こういつたようなところから始めまして、新しい行政にだんだんに対処して参りたい、このように存じておる次第であります。

○中田吉雄君 具体的なことはまたあとで質問しますが、大きな法案の内容であります。助言と勧告をやらされるわけなんです、その際には、どの程度まで工場を集中することが経済的合理性があつて、あるいは国民経済的に見ているか、この原則を確立しておられぬと、通産省のいろいろな資料を見ても、一般的な原則だけでは……この国民所得倍増計画を見ても、いろいろなことはいつてあります、抽象的にいふことはあるが、この「わが国工業立地の現状」の「立地政策の歩み」を見ても、立地論の始祖といわれるアルフレッド・ウェーバーも、工場は最も生産コストの低いところに立地するものだと。アルフレッド・ウェーバーが書いておられるのは、原料、労働力、消費地輸送手段といふようなものを結び合わせて、この総原価の最も低いところに立地するといふことは、これも抽象的にはわかるのです。こういふ、私は今後助言、勧告をされる際には、定性的なこういう概念規定はできるが、今の近

代経済学をもつてすれば、もつと水と水と水と……アルフレッド・ウェーバーが言つたときにはあまり問題にならない水等を含んで、もつとやはり定量的な、精密科学的な、ほんとうにどの程度いろいろな諸手段を結合して、関連産業等もあるでしょうし、そのものを集積することが最も経済的に合理的であり、国民経済にもいいというふうな、こういう抽象的な規定で、通産省は偉い人がたの、つい筆先で、これは過度集中であるといふようなことで助言、勧告し、後難をおされて、どうも、いいと思ふのだけれども、やめておこうかといふようなことでも困るのでも、もつと勧告されるには、やはりこれまでで抽象的な規定から一歩進んだ基準を設定されるのが、業者にとつても、国民経済的に全体の立地、工業配置からみても、私必要じゃないかと思ふのですが、そういうことは通産省の企業局当局の方では、まだやつておられぬのですか、そういう問題……。

○政府委員(始開伊平君) 工業立地を規制いたします目的は、たゞいまお話のございましたように、国民経済的に見まして、最も合理的な工場配置、工業立地を実現するといふことでございませんで、最も合理的な工業立地を実現するために助言なり勧告をするという点について基準が必要であるといふお話でございますが、実は、今度の法案で考えておられますのは、そういう言方よりも、むしろ著しく不合理な立地を排除していくといふようなことでございませんで、これを判断する基準を具体的にどう表現したらいいかといふことでございませんで、たとえば公共投資の、能率的であるかどうかといふよ

うなことも大きな一つの基準になると思ひます。たとはある地区に水をたくさん使う工場が五つある。そこまでは、四円なら四円で水の供給ができるのであるが、二つなり三つなり同じような種類の工場が参りますと、べらぼうに高い水になってしまふといふような場合には、そこにかかりに土地がございませんで、水はあまりたくさん使わぬように、そういう工場を誘致した方がより合理的であるわけでございます。また、中小企業を目標といたしました団地なにかに大きいものを持つてくるということになりますと、これまた不合理でございます。精密機械の工場がたくさんあるところへ、粉塵をたくさん出すような工場が割り込んで参りますと、その周辺一帯の工業地帯に、かなり迷惑を及ぼすといふようなことがございませんで、助言なり勧告なりの場合の基準を明確な言葉で表わすといふことは、まあどういふふうな研究が進んでおるか、私存じませんで、局長から説明してもらいたいと思ひますが、具体的な助言なり勧告などの場合には、なぜそういう助言なり勧告なりがあつたかわからないといふことではございませんで、その理由といふものは、相当明確に客観的に判断できるような材料がある場合に限つて行なわれる、そういうような運用になるであらうといふように考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 次官が、過度に極端な弊害の現われたような場合にと言われましても、私は、もう少しはつきりした、どの程度までいろいろ関連産業等を含めて集積することが最も合理的で、その限界がどうかといふようなこと

ないといふことで考えておるような次第でございます。

はあるんじゃないかと思うのです。それはもう、あると思ひますし、特に、この三十六年度の予算費目を見ましても、産業立地条件調査委託費、工業立地原単位調査委託費、工業立地適正化等調査委託費というふうな、いろいろそういう方法的な調査費が組まれてるようには思ひます。これはやっぱり新しい、そういう進んだ今の経済半で、かなり数量的な合理性を、業者でも納得できるような形ではじき出すよるうな、一つの方法論の調査のようにもとれる委託費もあるんです。そういうことに関連して、一つ御説明願ひたい。

○政府委員(給田伊平君) 極端に不合理な場合についてやるのだと申し上げましたが、これは勧告というふうな規定を免脱する場合について申し上げたのでございまして、この法律全体の精神は、やはり最も合理的な工業立地を実現して参ることに資するといふ点にあることは申し上げるまでもないと思ひます。御指摘のように調査費もございまして、その法律がございましてから、百六十カ地点くらいにつきまして、土地の状況、用水の状況、交通費の關係、それからその地域がどういふ工業に適するかというふうな調査がございましてございまして。なお今回の改正案では、それを基礎にいたしまして、参考となるべき基準をはつきりするといふことでもございまして、全体としては、御趣旨に沿うような運営に向かつて、今回の法律によりまして一歩を進めるものであるというふうな考えでおる次第でございまして。

○中田吉雄君 その産業立地あるいは工業立地等の、これの調査委託費の三つの費目が出ておられます、予算書に。この説明をお伺ひしたいと思ひます。○政府委員(松尾金藏君) ただいま政務次官から申し上げましたように、私どもの立地計画に対する最終の目標といふか、理想的な形は、適正配置計画というふうなものが非常にはつきりしたものができて、それに基づいて工場の適正配置をやるか、あるいは極端な場合に、勧告、助言によって調整をする。あるいはさらに進んで、そういう適正配置計画に従って工場建設の行なわれるように、たとえは英國の制度で申しますと、初めに届出勧告という形からスタートいたしました。現在では認証という形で、事実上許可に近い形をとっております。そういうところまで適正配置計画という、はつきりしたものができて、そこまでののが立地政策としては理想であると思ひますが、ただ、現実の問題をいたしまして、今御指摘ございましたような予算措置等では、調査費によりまして調査をして、適正配置計画を作りたいといふところで現在努力をいたしておる段階であります。

それから、今特に御指摘ございました立地適正化の調査の点でございまして、これは輸送事情でありますとか、今お話のございました立地原単位の調査でありますとか、そういう先ほど申し上げました適正配置計画を、今後作り上げていくための調査を進めて参りたいというのが主たる目的でございまして。適正配置計画というものを作ります際に、私どもの現在の考えでは、大きな柱が三本あると思ひます。第一は、今申しました新しい工業地区の立地条件がどうなっておるか、従来、百何十カ地区やりましたような新しい地区の立地条件の調査をやること、そういう資料を整備することが、まず一本の柱であります。第二には、まず今回の改正で動向調査といつておられますが、主たる企業が、今後工場建設をやるのには、どういふ地区を選ぼうとしておるか、そういう企業の動向を把握するといふことが、今後の適正配置計画を作る際の第二の柱であろうと思ひます。第三の柱は、今申しましたい

予算の項目について申し上げますと、一番大きな金額で計上されておりますのは新規工業地区の立地条件調査、これが従来百六十カ地点の調査をして、さらに三十六年度、本年度におきましては、さらに五十カ地区の新しい調査をやる。さらに一昨年、つまり昭和三十四年度に調査をいたしました地区については、補正調査をやるという内容のものが、この新規工業地区立地条件調査であります。これは現実には、府県に委託して行なつて参つてきております。

わゆる原単位調査といふもので、たとえは鉄鋼の、ある生産単位あたりに水がどれだけ要つて、用地がどれだけ要つて、輸送力がどれだけ、そういうおもな業種につきまして、ある生産能力単位ごとに、立地条件のある原単位があるはずで、それを把握いたしますと、ほかに、いろいろな調査その他産業規模いろいろあると思ひますが、大体、その三つを組み合わせますれば、今後の新しい工業地帯に、どういふ工場が建設されるか、その建設が行なわれるか、また行なわれることが合理的であるか、また見出し得るはずであるといふことが、私どもの現在の

考え方基本であるわけでございます。そういう意味で、今、従来立地条件調査をだんだん進めて参りました。原単位調査は、まだこれからだんだん相当力を入れてやらなければならぬと思つております。それから動向調査は三十五年度に一応のものはやりましたけれども、これはまだ必ずしも完全なものではございせん。今後さらに精密な動向調査をやつて参りたいと思ひます。

○中田吉雄君 この工場立地原単位調査委託費等、この三つをどこに委託されるのですか。○政府委員(松尾金藏君) 従来の立地条件調査は、府県に委託し、それから動向調査は、これは私どもの方で直接やりましたけれども、原単位調査は、実はこれからやらなければならぬものであります。かなり専門的な問題でもありますが、現在、私どもの一応の腹案としては、このための研究所のようなものが早急に作られれば、そこを中心にしてこの調査を進めたい、これは、私どもの方で直接にやるというには、かなり問題が専門的でもありまして、特別のそういうもの、研究

所、研究機関のようなものを今後作つて参りたいといふのが腹案でございまして。○中田吉雄君 委託調査費、工場立地適正化等調査委託費……。○政府委員(松尾金藏君) その内容で一番大きな調査といふのは、やはり原単位調査であらうと思ひます。そのほかに工業集積調査というふうなものがございまして、この辺は、私どもの方で直接ある程度やれると思ひます。ただ原単位調査は、どうも何か特別の専門的なものを作つて、これで、委託してやりたいと思つております。

○中田吉雄君 集積調査と言われましたが、これはやはり、どの程度まで集積するかという問題ですが、その問題と、それから産業立地、あるいは工場立地の、いろいろな調査関係の費目のトータルは幾らになりますか、大体大まかでつてございまして。○政府委員(松尾金藏君) 本省分といつたしまして、その關係の予算は、ちょうど三千二百二十万二千円でございます。そのほかに、各通産局に同じような予算で二百七十六万三千円でございます。

○中田吉雄君 私はやはり、将来どういふふうな工場配置にするかという政策を立てられるためには、何といつても基礎調査だと思ひます。私の知る限りでは、府県だけでもなかなか積極的、知事は二十万近い地域開発の予算を組んで、なかなか意欲的にやっておるのです。それが日本国中を、これからのことでやられようといふのですから、これはまあ、これでは、ほんとうに勧告や助言をするのに精一ぱいでしよう。私はやはり、じかに将来は、ことしはどうしようがないが、

○中田吉雄君 集積調査と言われましたが、これはやはり、どの程度まで集積するかという問題ですが、その問題と、それから産業立地、あるいは工場立地の、いろいろな調査関係の費目のトータルは幾らになりますか、大体大まかでつてございまして。○政府委員(松尾金藏君) 本省分といつたしまして、その關係の予算は、ちょうど三千二百二十万二千円でございます。そのほかに、各通産局に同じような予算で二百七十六万三千円でございます。

もつとスピーディーにやられるためにも、もつと大規模な調査費をやはり組まれて、十分な手戻、あるいは府県通産局の協力等を得て、出先の……、至急に、私は政策を立てられ、基礎調査をやられることが必要じゃないかと思ふことを申し上げて、次に移りたいと思ふのですが、この国民所得増進計画の産業立地小委員会の報告というもので、大体の傾向が打ち出されているのですが、これに対して通産省あるいは企業局は、どの程度タッチされたのですか、その点について……。

○政府委員(松尾金蔵君) 所得増進計画の立案過程で、今御指摘の立地小委員会には、事実上、私どもの方の関係の者が参加いたしております。ただ、御承知のように、立地小委員会の結論は、必ずしも具体的な計数的基礎での集積ではなくて、むしろ考え方、アイデアをあいまい形で表現されたというふうに私どもは了承いたしておりますが、その作文というか、考え方の表現の仕方でありまして、そういうところまかなところまで、私どもはタッチしておるわけではございませんが、立案の基本には、私どもも参加いたしております。

○中田吉雄君 基本的には参画されているのでありますが、これを見ますと、結局貫かれていたのは、所得増進計画を十年間に、予定の期限内にやるには、経済的な合理性をもう貫くべきで、総花的や、いろいろなことをやっつて、公共投資その他をくずさしてはいけません。いろいろ所得格差、地域格差の是正とか、過大都市の発生の防止とかいふことが、三本の柱の一つになっていまして、経済的合理性の追求ということが

一番中心になって、それには、もうやはり四大工業地帯を中心に、それがまあ限界に来ておれば、その弊害を今、始末官が言われたような程度で是正し、そしてその周辺、あるいは中間地帯といいますが、B地区といいますが、その辺をいわば太平洋ベルト工業地帯をやるといふようなことが、結局の……、そして私、鳥取県ですが、そういうところは、十年後の第一期をやつて、そのあとに第二期もできるかもしれないし、期待した方がよからうというの結論ですが、そういう基本方向に御賛成されたのですか。

○政府委員(松尾金蔵君) ただいまお話のように、この小委員会の結論は、むしろ企業の経済性を非常に強調してつたわけておると思ひます。私どもも、その企業の経済性を無視した適正配置計画とか、工場立地誘導計画といふことはもちろんあり得ないとは思ひますけれども、しかし、同時にまた、いわゆる所得格差の是正なり別途の経済政策的な要請があるわけでありまして、実は私どもの通産省で、この問題に対して考えましたのは、いわゆる低開発地域の工業開発構想というものを別に、まあそういう考え方をまとめたものがあるのでありますが、その考え方は、小委員会の結論よりはもう少し何といひますか、企業の経済性を無視はできないけれども、低開発地域の開発のためには、むしろ開発のおくれておる地域に開発拠点を、国が大きな公共投資をやつて、大工業地帯を作るような心がまえでやるべきである。そういう大きな工業地帯が、国の先行投資的な努力によつてできれば、それを拠点として地域開発が、だんだんと

行なわれるだろうといふことについておるつもりでございますが、その点では、このベルト地帯あるいはそういう地帯が、まず先に開発されるだろうという構想とは、若干考え方の差異が出ておられます。まあこの辺は、考え方の組み合わせが違ふといひますか、あるいは考え方、目標にそういう差異が出ておりますが、企業経済性というところと、それから企業の立地動向ということと、そのまま尊重して考えますれば、小委員会のような方向にいくと思ひますが、私どもは、そこはもう少し考え方に開きがあるといふつもりでございます。

○中田吉雄君 私は、この経済的合理性といふことを、ごく狭い範囲で、企業が投資した資本に対する利潤が多いかといふことでは、こういうこともいえると思ふのですが、あるいはそういう過度集中、集積をやるために起こる弊害を、社会的にいろいろ是正したり、いろいろそういう住宅問題その他関連して、総資本的にみれば、——会社の一企業からみれば、そういうことで弊害が起きてしまふことにすれば、それは、投下資本に対する利潤は最大になるかもしれないが、その弊害を、国や地方公共団体が是正するために、いろいろ投する資本、金、経費といふようなものと合計すれば、私はやはり総資本の立場からいへば、なかなかこういふ点には、それはもう株主から預かった金を、当然それを配当できるだけたくさんやるといふ限度からいへばいえるが、その起きた弊害を是正するために、国なり公共団体なり、その他が持つ諸経費を加えて、もつと広い立場の合理性といふことに

なると、私はやはり問題で、そういう意味でも、やはりこの合理性といひますか、基準といふものを、早く私は、もう少し基準を検討していただくことが必要じゃないかと思ふのです。その点いかがですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 御指摘のようには、工業の過度集中によりまして、たとへば地盤沈下といふような問題が起りまして、非常なその防止と申しますか、対策のための大きな公共投資が必要になっておるといふような事例もあるのではないかと、一定の公共投資を行なひまして、いろいろな産業の基盤を整備して、また御承知のように免税措置等の方法を講ずる、そういうふうな点を見合ひしまして、しかる後に企業が成り立つといふような条件を持つておられます地域につきまして、これを工業適地として育成していくといふことが、地域格差の是正といふ点からみましても、当然であると思ひますので、ただいまお話の点等、私どもも、同様に考へている次第でございます。

○中田吉雄君 私ばかりで、なんですが、この審議会ですか、これはやはり重要な機関だと思ふのですが、これまで十名だったのを二十名にふやされる。これまで大体どういふ人が、委員を委嘱されておったかといふこと、普通は委員の任期は一年ですが、特に専門委員に限って二年にする。同一委員会で、こういうふうにして、委嘱してみたが、大したことはない人、あまり出席率も悪いしといふような人はやめるためか——そういうような形がいかにどうか、これは委員会の構成としては、非常に一方は二年だが、自分ら

は一年だといふようなことで、これは、いろいろ過去の経験等から考えられたのだと思ひますが、これは、どうなんですか。この点についての御見解を承りたい。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在工場立地調査審議会の委員は、これを説き上げますと、小野田セメント株式会社社長、安藤豊彦、それから日本精工株式会社社長、今里広記、三菱レーヨン株式会社社長、賀集益蔵、日本生産性本部専務理事、郷司浩平、朝日新聞社論説委員、土屋清、一橋大学教授、佐藤弘、日本大学教授、鈴木雅次、東京大学教授、杉村章三郎、それから八幡製鉄株式会社常務取締役、藤井丙午、全国土地改良事業団体連合会理事の東畑四郎、この十名の方にお願ひいたしております。

委員の任期でございますが、これは従来一年でやつて参りましたけれども、やはり事務の性質上、あまり長い任期はともかくとして、せめて二年ぐらいにしておいた方が、——委員会の性格が、あまり浮動的にならないようにといふことで、二年といふことに、今回改めて参りたいと思つておられますが、これは従来運営からいって、年々委員の委嘱を継続して行くといふことは、実際上煩わしいといひますか、同じことなら二年ぐらいの任期をとりたいといふことで、二年にしたわけでございます。

○中田吉雄君 こういふ、ただいま御説明になったような委員会というものが、結局、ともすれば事務局を權威づけるといひますか、そういうことになって、あまり大して足しにもならぬといふような場合が非常に多いのです

が、これは非常に重要な点だと思うのですが、そういう人が、十分にこの委員会が活動できるような処遇とか、そういうことが、実際にできているのですか。今度は審議会の意見を聞いて、いろいろ報告したりする、非常に一そう重要な意味を持つのですが、そういう点は、どうなんですか。処遇は、どうなんですか。

○政府委員(松尾金藏君) 御承知のように、政府の審議会の場合には、普通の場合、その委員にお願いをする方に、あまり大きな処遇と申します意味は、いわゆる特別な処遇というふうなもの、あまりございません。予算の範囲内、ほんとうに限られた処遇といえますか、あるだけで、実際上、先ほど申しましたそれぞれの委員の方、むしろその本来の学識経験、そういう目的のために、進んで出しているのだという以上、特別な処遇はいたしておりませんが、従来も、このような委員の方々は、私どもの方で、もちろん資料その他整備をして、審議会にはかるのでございすが、審議会は、むしろ自由な討議を中心に、私どもの立地策に対して、有益な意見を聞かしていただいているのでございすが。

○中田吉雄君 これはわれわれも、だいたい政府関係の審議会に委嘱されたこともありますが、その多くは事務当局の出した案をオブラートにして飲ませるのです。そういうことになる場合が、まあまあそういう委員会もあるんです。しかし今度は、なかなか報告というふうなものもあり、この委員会が非常に重要なものから、私は、十分活動できるようなやはり態勢をとられ

ることが必要じゃないかと思うんですが、これと関連して、これまでも助言ができたのですか。実際助言の件数なんかは、どうですか。

○政府委員(松尾金藏君) この法律に基く助言というものは、従来運用されておられません。従来は経験ではございせん。

○中田吉雄君 前は、助言できたのですか。

○政府委員(松尾金藏君) そうであります。現行法は、助言の規定はありませんが、法律に基づいて、こういう助言をいたしますという正式な助言はございせん。ただ実際問題としては、現在立地指導室に資料がファイルして整備されており、その資料を利用するために指導室に見えた方には、事実上いろいろ相談なり、あるいは事実上の助言といふことは、もちろんございすが、この法律に基づいて特別に助言云々というものはございせん。件数で申しますと三十五年曆年中に、本省の立地指導室に資料の利用に見えた数は、約千九百件ほどございすが、法律に基づく正式な助言といふことは従来ございせん。

○中田吉雄君 今度は、工場適地の調査及び立地の動向調査といふことが入っているんですが、工場適地の調査の中に、動向調査が入っていないのですか。私は適地を調査することには、これは今度届出で、という傾向があるか見られると思うのですが、工場適地と言え、歴史的な経過的なことを含めて、これは適地だということ、私は動向調査も入っておるんじゃないかと思うので、これをいれられないのを、これをいれられたという

のは、どういう意味ですか。

○政府委員(松尾金藏君) 言葉の表現は、あるいは必ずしも適当でないかもしれませんが、従来やっております立地条件調査は、企業が立地を求めて工場敷地を探がす際、いわばその客体である地域についての立地条件の調査でございます。ここで動向調査といっておりますのは、そういう立地条件を探がす方の主体である企業の側が、一体どういふところに工場を建設しようとしているかという動向調査をやるわけでございます。これは従来、先ほど申しましたように三十五年度に一度、つまり、従来やっております企業は、行く先の調査、今回は、そこへ行こうとする企業の側の動向の調査といふものを、制度として加えて参りました、そういうわけでございます。

○中田吉雄君 私は、企画庁の方から出ておりますので、そのときに、もっと包括的な質問をしたいと思っておりますが、よく開発の程度に従ってA地域、B地域、C地域といふような、これは建設省、企画庁でよく使っているのです、それはA地域、B地域、C地域という開発の程度によつておるのですか、これはどういふことなんですか。

○政府委員(松尾金藏君) A地域、B地域という言葉を、必ずしもはっきりした内容で使われておるとは私も思いませんが、今お話のA地域、B地域を特に使っておりますのは、建設省、自治省の方で、いわゆる地方開発について大都市建設をやりたいという際に、その大都市建設の中核になるようなところをA地域と抽象的に言っておるんで

はないかと思ひます。そのいわゆる基幹となり中核となるような大都市建設から、それを拠点にして、さらに中以下の都市建設が行なわれるというふうなもの、BあるいはCというふうなことで呼ばれておるようでありますが、その概念は、必ずしもそうはつきりしたものではないと思ひます。通産省で言っておりますのは、まあAとかBとかいふことでは言っておりませんが、先ほど申しました地方工業開発のいわゆる中核地帯、これがいわゆる開発拠点といふような意味で、今御指摘のAに該当するような感じ、考え方はあると思ひますが、その辺は、必ずしもはつきりしたものでないと思ひます。

○中田吉雄君 きょう伊藤次長から聞いたのと、特に開発銀行がかなり、私の調べた限りでは、地域開発問題と、なかなかよく取り組んでおると思ひますが、全く逆なように思ひ、この点は、いろいろこの問題をやる際、きの伊藤さんの説明では、松尾さんの説明とは、ちょっと違ふんですが、それはA地域といふのは四大工業地帯のような非常に高度に発展した地帯、B地域といふのは中間地帯、水島とかああいう将来に可能性のある地帯、C地域といふのは最もおくれたのだという、こういう説明なんです。Aといふのは、とにかく最も進んだ四大工業地帯、Bといふのが中間地帯といふんです。水島とかああいうべら工工業地帯になるようなところ、Cといふのがいわゆる後進地域、最もおくれた地帯だ、こういう説明を聞いたんですけれども、それは違ふんじゃないかと言つた際に、いやさうだと言ふ

ので、私共は、開銀の資料を見ると、開銀は、全くそれを別に言っているんです、逆なんです。A地域といふのは最もおくれた地帯で、B地域といふのは、過大都市の四大工業地帯で、これは調整を要する先進工業地帯である、全く逆なんです、私の理解が、はなはだ不自然なように言われたので、どうも感違いかと思つて念を入れて、開銀の資料を取り寄せてみると、全く逆になつておるんです。これはやはり、局長さんの下の次長さんが、さう言つて言つて反駁をしておりましたが、これは全く逆になつておるんです、AとCは、Bはどつちにしても同じですが、これは、どうなんですか。

○政府委員(松尾金藏君) 今御指摘の建設省、自治省等で構想を出しております場合に、A B C Dの地域の分類をいたしておりますのは、私の方の手にあります資料によりまして、従来構想がしばしば変わつております、従いまして、必ずしもその辺は、はつきりしたものではありません。伊藤さんの話の開発銀行におきまして、いわゆる地方開発融資に努力しておられる場合には、これは必ずしも建設省、自治省等でA B Cに分類しておるものとは直接関係なく、いわゆる地方開発、開発のおくれている地域についての資金融通について特別の配慮をしておるというので、その辺は必ずしも、両方のつながりでどういふことか、おるといふ方には、私承知いたしておりません。

じゃないとは思いますがね。その点で概念規定をはっきりしておかぬといふかぬと思つたので言つたのですが、私ばかり言つてもいけませんから、きょうは私、やめておきます。

○委員長(勳木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これで散会いたします。
午後零時一分散会

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、福井県九頭龍川電源開発に関する請願(第二〇四四号)

一、公共料金値上げ等反対に関する請願(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)

一、物価値上げ反対に関する請願(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)

第二〇四四号 昭和三十六年四月十九日受理

福井県九頭龍川電源開発に関する請願

請願者 福井県大野郡和泉村長 杉本又助外三百二十名

紹介議員 田中 清一君

福井県九頭龍川電源開発事業の起業者決定について、(一)九頭龍水系水資源を高度に利用し発電量大であつて、因・県・村経済に大きく寄与すること、

(二)村内に発電所が建設され和泉村再建に役たつこと、(三)会社組織、形体等を考えると最も信頼できること、(四)被害者に対する補償その他について誠意ある方法が講ぜられる

ものと考えられること等の理由により、電源開発株式会社をすみやかに決定されるよう強く要望し、北陸電力株式会社に決定することには絶対反対であるとの請願。

第二〇七二号 昭和三十六年四月二十日受理

公共料金値上げ等反対に関する請願

請願者 山形県西村山郡西川町 陸合 横山勝三郎外千四百五十五名

紹介議員 野坂 参三君

政府が現在進めようとしている公共料金の値上げは、諸物価の値上げを、まねくものであり、また農業基本法は中小農家を犠牲にして農民の六割から土地をとりあげる悪法である。さらに、独占資本家の命令にだけ忠実な役人によりとする公務員法改正も、また悪法のはなはだしきものであつて、これら一連の政策は真に国民のために行なわれるのでなく、一部の利益を目的としていふと考えられるから反対であるとの請願。

第二〇七三号 昭和三十六年四月二十日受理

公共料金値上げ等反対に関する請願

請願者 山形県寒河江市大字慈 恩寺番外四 菅光文外千八百八十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二〇七四号 昭和三十六年四月二十日受理

公共料金値上げ等反対に関する請願

請願者 山形県新庄市沼田三五

二 八鉄キヤウ外千八百八十名

紹介議員 岩崎 正男君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二〇七五号 昭和三十六年四月二十日受理

物価値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県門司市大里西新町四 坂田八重外二万名

紹介議員 山田 節男君

最近の消費者物価とサービス料金の値上がり著しい上に、郵便料金、授業料、医療費などの公共料金やガソリン税などの値上がり昭和三十六年度予算の中で計画されているため、国民生活は、ますます苦しくなるから、諸物価の値上げや公共料金の値上げには反対であるとの請願。

第二〇七六号 昭和三十六年四月二十日受理

物価値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県八幡市東通り町四丁目 川畑ハマエ外二万五千名

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二〇七五号と同じである。

第二〇七七号 昭和三十六年四月二十日受理

物価値上げ反対に関する請願

請願者 山口県萩市浜崎新町一四三 西田嘉春外一万六千五百名

この請願の趣旨は、第二〇七五号と同じである。

第二〇七八号 昭和三十六年四月二十日受理

物価値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県小倉市中島町一丁目 坂村ちづる外一万六千五百名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二〇七五号と同じである。

第二〇七九号 昭和三十六年四月二十日受理

物価値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県小倉市大島菊ヶ丘二〇組 阿部尚男外九千九百名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇七五号と同じである。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共料金値上げ抑制等に関する請願(第二一〇四号)

一、公共料金等諸物価値上げ反対に関する請願(第二一一〇号)

一、九州電力の電気料金問題に関する請願(第二一四四号)

一、石炭鉱業の再建振興に関する請願(第二一二二号)

一、炭鉱災害事故防止等に関する請願(第二一七三号)

第二一一四号 昭和三十六年四月二十一日受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願

請願者 宮城県桃生郡阿北町飯野中山二〇六 伊藤ま

き子外二万四千五百三十一名

紹介議員 奥 むめお君

昨年来諸物価、特に食料品、サービス関係の料金などの値上がりがいちじるしく、加えて第二次池田内閣の成立以来、国鉄、郵便、電気料など公共料金関係の値上げ案が相次いで発表され、家計を守る婦人は非常に不安を感じているから、(一)予算の使途を合理化し、国民の負担を軽くして明るく豊かな暮らしを保障する施策を進めると、(二)国鉄、郵便、医療費など公共料金の値上げと、都電バス、市電バス、水道料などの値上げを抑えること、(三)生産強化による商品のこころ水は消費者が消化するので、消費者保護の施策行政を急ぐこと、(四)独占法及びその運用を強化し、業者の協定値上げを止めること等適切な措置を講じられたいとの請願。

第二一一〇号 昭和三十六年四月二十一日受理

公共料金等諸物価値上げ反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町 議会議長 村田禎三

紹介議員 田中 一君

昨年来の公共料金等諸物価の値上がりは、国民の消費生活を圧迫し、生活不安におとしめられているから、国民の生活を守るため、(一)消費者保護政策の確立、(二)公共料金規制法の制定、(三)独占禁止法施行の強化、(四)公正取引委員会の強化、(五)国鉄を中心とする運賃、電気料金、郵便料金等公共料金及び一般消費物価の値上げ抑制、等について適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二一四四号 昭和三十六年四月二十四日受理

九州電力の電気料金問題に関する請願
請願者 熊本県議会議長 岩尾 豊

紹介議員 森中 守義君

今般政府においては、九州電力株式会社申請にかかる電力供給規程の変更認可につき、最終的に平均一〇・五パーセントの値上げを決定したが、このような値上げは、一般家庭、農林漁業者、中小企業者に与える影響が、まことにじん大であり、政府のいわゆる、所得の倍増計画にも逆行するばかりでなく、特に工場誘致等を阻害し、熊本県の産業開発につき、その後進性にますます拍車をかけ、先進地域との格差は広がるばかりであるから、政府においては九州電力会社の合理化につき、その指導、監督の強化を図り、特に地域差を撤廃できる制度の確立等今後の電力行政に対処せられたいとの請願。

第二一七二号 昭和三十六年四月二十五日受理

石炭鉱業の再建振興に関する請願

請願者 福岡市天神町一福岡県町村会館内福岡県町村議會議長会内 松木富士雄

紹介議員 吉田 法晴君

不況に悩む石炭産業の早期再建を図るため、産炭地域に対する積極かつ強力な振興施策を推進するとともに、とくに当面する下記各項、(一)産炭地振興法の制定と振興事業団の設立、(二)重油輸入の制限強化と関税の引上げ、(三)低品位炭利用火力発電所の開設、(四)産炭地に対する関連工場の誘致、

昭和三十六年五月十七日印刷

(五)石炭化学研究所の設置、(六)海外炭輸入の制限、(七)遊休鉱区、死蔵鉱区山の高度利用、(八)合理化買上げによるポタの強化、(九)失業対策事業費の全額国庫補助、(十)石炭産業不況に伴う諸税減取の補てん、(十一)石炭輸送運賃の特別軽減、(十二)石炭産業に対する電気料金の軽減、(十三)中小炭鉱開発資金の特別融資等について保護助成措置を講ぜられたいとの請願。

第二一七三号 昭和三十六年四月二十五日受理

炭鉱災害事故防止等に関する請願
請願者 福岡市天神町一 鶴崎 多一

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県下においては今までにもたび重なる炭鉱事故が発生しているが、今後探炭が困難な箇所へ漸次移行することなどから、探炭条件が次第に悪化することが予想されるから、今後における災害の完全なる絶滅及び産炭地域振興のため、(一)鉱山保安行政の徹底的強化を図るとともに、炭鉱保安施設の完備について、万全の指導監督をなすこと、(二)中小炭鉱の保安施設整備に要する資金については、早急かつ十分な長期で低利の金融措置を講ずること、(三)危険度の高い炭鉱労働者等の労働災害については、現行制度では遺族等の援護の万全を期し得ないから、実情に適するよう改正措置を講ずること、(四)炭鉱の事故発生は石炭産業の不振も、その一因であると思われるから早急に産炭地振興のための諸施策を樹立すること、(五)産炭地における公共団体の財政は、当面の離職対策のため極

度に窮乏しているから、石炭産業に関連する一連の財政負担については、特別の財政措置を講ずること、等の実現を促進せられたいとの請願。

昭和三十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局